

たつの市通学路安全対策プログラム

～通学路の安全対策に関する取組の方針～

平成30年4月

たつの市通学路安全対策協議会

1 プログラムの目的

平成24年4月以降に、全国各地で登下校中の児童等が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年5月に国土交通省、文部科学省、警察庁の3省庁連名により、通学路の緊急合同点検を実施し、通学路の安全の確保にむけて取り組むよう通知がありました。これを受けて、たつの市では平成24年7月に「たつの市内学校通学路危険箇所の対策検討会議」を開催しました。

本検討会議では、龍野土木事務所、たつの市建設課、たつの警察署及びたつの市教育委員会事務局出席のもと、市内小中学校の通学路の現状確認を行いました。

本検討会議で話し合った内容を基に、同年7月から8月にかけて、会議出席機関に自治会、PTA及び各小学校関係者を加え、通学路の緊急合同点検を実施し、必要な対策について検討しました。

今後も、通学路の安全確保に向けた取組を継続的、効果的に実施するため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「たつの市通学路安全対策プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図ってまいります。

プログラム作成の趣旨

1. 継続的に通学路安全対策を実施し、児童等の安全を確保します。
2. 地域、保護者、行政機関が連携し、たつの市全体での通学路安全対策を推進します。
3. 対策実施後も、実施効果について検証し交通安全対策の向上に努めます。

※本プログラムでいう「通学路」とは、幼稚園児・小学生・中学生が、徒歩または自転車で通園・通学に利用する道路の内、学校園が通学するのに相応しいと認めた区間とする。

2 たつの市通学路安全対策協議会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「たつの市通学路安全対策協議会」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定及び更新します。

組織		役割
教育委員会 事務局	教育総務課	全体調整
	学校教育課 ・ 幼児教育課	交通安全対策（ソフト）
道路管理者 （たつの市）	建設課	市道全般整備
道路管理者 （兵庫県）	龍野土木事務所	県道全般整備
道路管理者 （国）	姫路河川国道事務所	国道全般整備、情報提供
警察 （たつの警察）	交通課	信号機、横断歩道等整備

※状況に応じ、関係する学校や地域住民（自治会・PTA等）に、会議への参加や現地立ち会い等を依頼します。

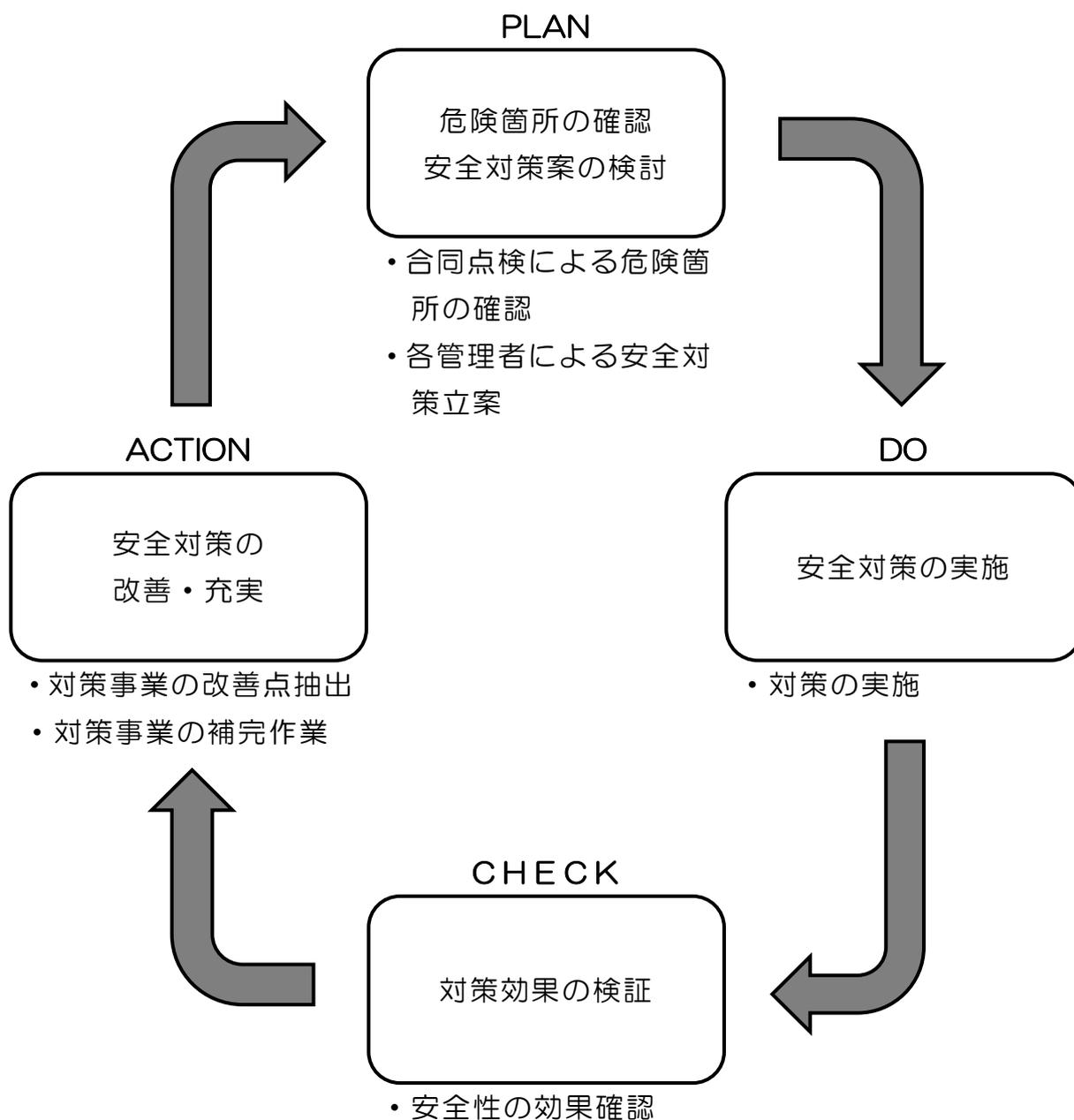
学校関係者、保護者による安全教育、地域関係者による見守り活動、道路管理者・交通管理者による安全対策など、これまでも関係機関がそれぞれに対策を実施してきたところです。

「たつの市通学路安全対策協議会」は、各関係機関が連携を強化することを目的とし、より効果的な通学路の安全対策の実現を図ります。

3 取組方針

継続的に通学路の安全を確保するため、学校から適宜危険箇所の報告を受け、対策の検討と実施を行い、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



(1) 危険箇所の確認

学校等が、通学路の危険箇所の確認と把握を定期的を実施し、対策が必要な危険箇所について、道路管理者や教育委員会等の関係機関に報告（改善要望）します。

(2) 安全対策の検討

学校等から報告を受けた危険箇所について、関係機関で情報を共有し、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(3) 安全対策の実施

安全対策は、短期的に実施が可能なもの（ラインの塗替え、路面表示、カラー舗装など）については、緊急性や重大な事故が予見される箇所から優先的に実施します。また、中長期的に対応が必要なもの（歩道の新設・拡幅、交差点改良、信号機設置）についても、整備に向けた計画を迅速に進め、実施に向け取り組みます。

(4) 対策効果の検証

対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を検証します。

（例）学校による児童生徒、保護者へのアンケート等の実施

(5) 安全対策の改善・充実

対策実施後、効果の検証を踏まえて、対策内容の改善・充実を図り、より効果的な対策を講じるよう努めます。

4 通学路危険箇所の公表

危険箇所の位置や対策内容については、関係者間の認識を共有することに加え、『通学路の安全』に対する市民の意識を深め、ドライバー等への注意喚起を促すことを目的に、対策（中）内容等を、市広報等で公表します。

なお、公表については、案件1件ごとに公表の有無や内容を協議会にて協議の上で決定します。